

静岡県告示第548号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

平成29年7月4日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
2-(メチルアミノ)-2-フェニルシクロヘキサン-1-オン及びその塩類(通称名Deschloroketamine、DXE、DCK)	平成29年7月1日
1-(4-クロロフェニル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類(通称名4-CMA、p-CMA)	平成29年7月1日
1-(4-シアノブチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類(通称名CUMYL-4CN-BI-NACA)	平成29年7月1日

2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。